

健生食輸発0124第1号
令和6年1月24日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産シソクサのイプロベンホス、トリシクラゾール及びヘキサコナゾール)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和5年12月26日付け健生食輸発1226第1号)により通知したところである。

今般、ベトナム産シソクサのイプロベンホス、トリシクラゾール及びヘキサコナゾールについて、輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
シソクサ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		イプロベンホス トリシクラゾール ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイプロベンホス、基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を削除する。